

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(広域の取組) 公募要領

令和5年4月
株式会社 ぐるなび

公募期間：令和5年4月28日～令和5年6月5日 17時00分まで（厳守）

1. 総則

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(広域の取組)について、事業の実施に取り組む者（以下「間接交付事業者」という。）を以下に定める事項に基づき公募により選定します。

なお、この公募要領は、必要に応じて改訂される事がありますので、必ず最新のものを株式会社ぐるなび（以下「事務局」という。）のホームページから入手し確認してから応募してください。

2. 本事業の目的

本事業については、こども食堂、こども宅食における食育の取組の支援及び学校における食育の取組の支援を強化するため、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第16条に基づき作成した第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日食育推進会議決定）の目標又は法第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画若しくは法第18条に基づき作成した市町村食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑤までに掲げる目標の全部又は一部の達成に向けた2つ以上の都道府県で活動を行う広域の取組を支援することで食育の推進を図ることを目的とします。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見と生産者に対する理解向上に向けて目標⑥の達成に資するようにすることとします。

[目標]

- ① 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす。
- ② 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。

- ③ 農林漁業体験を経験した国民を増やす。
- ④ 学校給食における地場産物等を活用した取組等を増やす。
- ⑤ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。
- ⑥ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

(注) 目標③ 農林漁業体験機会の提供の取組について、自然災害又は感染症の影響により、オンライン又はデジタル媒体で行う必要がある場合は、農林漁業体験を実際に経験した者の増加によらない目標を設定することができることとします。

目標④ 学校給食における地場産物等を活用した取組等について、事業年度に学校給食に地場産物等を新たに導入する計画が無い場合は、地場産物等を使用する割合の増加によらない目標を設定することができることとします。

目標⑥ 全事業の実施に伴う目標とします。

3. 実施期間

交付決定日から令和6年3月1日まで

※ 交付決定後、事業実施期間内に事業が完了しない場合は、交付金額は減額されます。

4. 事業メニュー及びその内容

(1) 地域での食育の取組

① 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、及び地域における共食の場を設けるための取組を行う。新型コロナウイルス感染症の影響によりこども食堂等が共食の場を開催できない場合、食材や弁当を個別に配達する場合も適用できることとします。なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにしてください。

② 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、こども食堂、こども宅食等子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等の開催が対象となります。

なお、こども宅食については、単なる食料供給にならないよう、食材や弁当と一緒に食文化の保護・継承や日本型食生活に関するパンフレットやチラシ等を同封して配達する場合も対象となります。

③ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行うことができます。

（2）学校における食育の取組

① 学校給食における地場産物等活用の促進

学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催が対象となります。

② 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催が対象となります。

③ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら農作業等の体験の機会を提供する取り組みが対象となります。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く。）の実施を併せて行うことができます。

なお、間接交付事業者は、それぞれ以下の点に留意するものとします。

ア 協議会等の開催

協議会等の開催に伴う経費には、旅費、謝金、資料作成費等を含むものとしますが、協議会の開催上真に必要なものに限るものとします。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回らないこととします。

ウ 人件費が発生する事業

事業の実施に要する人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号経理課長通知）に基づき適切に算定するものとします。

5. 間接交付事業者の参加要件

- (1) 代表者の定めがあることとします。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていることとします。
- (3) 事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であることとします。
- (4) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めることとします。
- (5) 日本国内に所在し、交付事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であることとします。
- (6) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこととします。

6. 間接交付事業者の採択基準

- (1) 間接交付事業者は、民間団体等及び法人格を有しない団体であつて農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）と事務局が協議の上、特に認める団体から公募により選定された団体とします。
- (2) 間接交付事業者の採択基準は、次に掲げるとおりとします。
 - ① 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - ② 事業実施計画について、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
 - ③ 間接交付事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - ④ 事業費のうち間接交付事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
 - ⑤ 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の府省庁の交付金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (3) 本事業の対象となる間接交付事業者は、次に掲げる者としてします。

都道府県、市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって事務局が農林水産省 消費・安全局長と協議の上、特に認める団体（特認団体）。

なお、農林漁業体験への提供については、地域での取組の地域における共食の場の提供、地域食文化の継承や日本型食生活の実践の取組を行う者又は学校における食育の取組の学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及の取組を行う者が取組を行うことができることとします。

※「特認団体」は、次の①及び②の要件を満たしているものとします。

① 代表者の定めがあること。

②定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていることとします。

※ 同一法人・事業者での応募は、1回の公募につき（1事業者当たり）1申請（計画）に限ります。

※ 100%同一の資本に属するグループ企業や関係会社が民間事業者として申請する場合には、実施する事業の重複を排除した上で申請していることを確認します。

※ 法人等（法人及び団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員ではないこととします。

6. 対象経費及び交付率

事業メニュー	経費	交付率・額の上限
(1) 地域での食育の取組 ①共食の場における食育活動	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費 (イ) 農林漁業者等とのマッチングの調	定額

②食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援	<p>査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	定額
	<p>(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</p>	定額
	<p>食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	定額 ただし、上限額150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円
	<p>(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</p>	定額
	<p>食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）</p>	定額 ただし、上限額300万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円
	<p>(ア) 食文化の継承・日本型食生活の実践 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</p>	定額
	<p>食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p>	定額 ただし、上限額150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円
	<p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</p>	定額

	<p>食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	<p>定額 ただし、上限額 150万円かつ、1 人当たりの上限額 は、1,000円</p>
<p>③農林漁業体験の 機会の提供</p>	<p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150万円かつ、1 人当たりの上限額 は、1,000円</p> <p>定額</p>
<p>(2) 学校における 食育の取組 ①学校給食における 地場産物等活 用の促進</p>	<p>(ア) 生産者とのマッチング調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150万円かつ、1</p>

<p>②和食給食の普及</p>	<p>(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p>
	<p>食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p>	<p>定額 ただし、上限額150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p>
	<p>(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額</p>
	<p>食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p>	<p>定額 ただし、上限額150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p>
	<p>(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額</p>
	<p>食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p>	<p>定額 ただし、上限額150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p>
<p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額</p>	
<p>食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	<p>定額 ただし、上限額150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p>	
<p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費</p>		

③農林漁業体験の 機会の提供	委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費	定額
	(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）	定額
	(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費	定額 ただし、上限額 150万円かつ、1 人当たりの上限額 は、1,000円

7. 提出書類

(1) 目標値の設定

- ① 取り組むべき課題に応じ、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程（以下、「実施規程」という。）別表1の目標の欄の目標に向けて、実施規程別表3に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定することとします。
- ② 前項で設定した目標値を達成するために必要となる事業メニューを実施規程別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択します。
- ③ 必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができます。
- ④ 実施規程別表3の目標値の欄における各目標の目標値設定に当たっての根拠及び留意事項は、実施規程別表4のとおりとします。

(2) 事業実施計画の提出

交付を受けようとする者は実施規程別記様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、間接交付事業者、交付金の要望額その他必要な事項

を記載した事業実施計画書及び実施規定別記様式第2号を作成し提出してください。

(3) 評価及び選定

提出された申請書については、間接交付事業者の適格性、事業内容、実施方法、事業の有効性等を勘案して総合的に行います。

(ア) 事業内容及び実施方法については、次の項目について評価することとします。

- (i) 事業目的との有効性
- (ii) 事業内容の効率性
- (iii) 事業内容の実現性
- (iv) 事業内容の独創性・先進性
- (v) 計画達成の可能性
- (vi) 他の施策との関連性

(イ) 事業の効果及び普及性については、次の項目について評価することとします。

- (i) 事業遂行の効果
- (ii) 事業遂行の普及性

(ウ) 事業の実施主体の適格性については、次の項目について審査することとします。なお、課題提案書の提出から遡って過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった交付金事業等において、当該取消の原因となる行為を行った間接交付事業者については、本事業に係る間接交付事業者の適格性の審査においてその事実を考慮することとします。

- (i) 事業実施体制の適格性
- (ii) 知見、専門性の有無
- (iii) 類似事業の実績の有無
- (iv) 経理処理能力の適格性

8. 間接交付事業者の選定

申請受付期間に提出された申請書類について、以下の評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で間接交付事業者を選定し、採択の内示をします。（採択の内示を受けた方は交付金交付候補者となります。）

なお、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリング

を行うことがあります。ヒアリングの有無が採択の可否を左右するものではありません。

また、間接交付事業者の選定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

9. 審査結果の通知

採択の決定後、採択の内示、不採択の結果を事務局から通知します。

10. 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。採択内示は、申請いただいた事業実施計画書に記載のある金額の全額に対して、交付金の交付決定を保証するものではありません。審査の結果、計上された経費が交付対象外であると判断される場合には、交付申請した金額から交付対象外経費を減額した上で、交付額の決定をいたします。採択結果に基づき交付申請書を提出していただき、その内容を改めて事務局で精査し、必要に応じて事業者にご連絡・ヒアリング等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。

なお、交付決定額は、採択決定時点の交付金申請額を上回ることはできません。

11. スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。ただし、申請件数の多寡等により変更することがあります。

事業の公募期間 令和5年4月28日～同年6月5日 17時00分

採択の内示 審査終了後、速やかに行います。

交付申請書の提出 採択の内示後、速やかに提出してください。

交付決定（交付事業の開始） 交付申請書を受領後、順次行います。

事業の開始（予定） 交付決定の日から

事業の完了（予定） 令和6年3月1日

事業結果報告書の作成・提出（予定） 令和6年3月1日

12. 本事業の実施に当たっての留意点

- (1) 申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施いたします。
- (2) 事務局は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。

- (3) 交付決定額の増額は、原則として認められません。
- (4) 交付決定後に追加で資料を求める場合があります。
- (5) 交付金の支払については、間接交付事業者から事業結果報告書の提出を受け、事務局において交付金の額の確定をした後の精算払いとなります。
- (6) 事業結果報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、交付金の額を確定いたします。交付金は、事業を行うために必要な経費であり、事業者が支出したとして認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (7) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- (8) 本事業実施中又は終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。間接交付事業者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、交付金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (9) 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は間接交付事業者に帰属します。なお、農林水産省及び事務局は間接交付事業者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。
- (10) 間接交付事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13. 間接交付事業者の義務（交付決定後に遵守すべき事項）

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 間接交付事業者は、実施規程を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。
- (2) 間接交付事業者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、交付金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (3) 採否にかかわらず本事業に関係する調査への協力をお願いする場合があります。また、申請時に提出された情報については、政策効果検証等に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理した上で

公開する場合があります。なお、間接交付事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

14. 申請手続等の概要

(1) 公募申請受付期間

公募受付：令和5年4月28日（金）～同年6月5日（月）17時00分

※ 応募申請が集中した場合、申請手続きが滞る可能性があります。特に締切間際には非常に多くの申請が予想されます。事業実施計画書の作成及び登録には時間を要しますので、十分な余裕を持って申請手続を開始するようお願いします。

(2) 申請方法

申請者は事業実施計画書を作成の上、期日までに申請を行ってください。

なお、申請は下記の「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」ホームページ（以下「専用ホームページ」という。）を通じてのみ実施します。専用ホームページの事業実施計画書等の申請書類をダウンロードしていただき、専用ホームページに掲載の電子申請フォームよりご提出ください。

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」ホームページ

<https://pr.gnavi.co.jp/promo/shokuiku2023/>

※ 事業実施計画書等を提出された場合であっても、申請手続の不備等により申請したと認められない場合がありますのでご留意願います。

(3) 申請手順

① 提出書類の作成

(ア) 専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスし、事業実施者情報等を入力してください。

(イ) 画面に従って事業実施計画書等関連書類を作成し提出してください。

② 事業実施計画書等の提出に当たっての注意事項

(ア) 事業実施計画書等は、様式に沿って作成してください。

※提出書類の内容について別途ヒアリング等を行う場合があります。

(イ) 提出した事業計画書等は、交付決定までは変更することができません。

(ウ) 事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりま

せん。

- (エ) 申請期日までに必要な書類一式の提出が確認できない場合は、審査対象となりません。
- (オ) 要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は、申請の対象となりません。
- (カ) 事業実施計画書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (キ) 事業実施計画書等の提出は、専用ホームページ上の申請フォームにご登録ください。メールやFAX、持参による提出は受け付けません。なお、やむを得ず申請フォームからの提出ができない場合は、専用ホームページの問合せフォームからお問合せください。
- (ク) 申請フォームにて提出する際は、添付ファイルを合計20メガバイト以下としてください。万が一超えてしまう場合は、専用ホームページの問合せまで御連絡ください。
- (ケ) 提出後の事業計画書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので御了承ください。
- (コ) 提出された事業実施計画書等の申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- (サ) 評価基準や事業採択に関するお問い合わせについては、公平・公正な審査の支障となる恐れがあるため、一切回答できませんのであらかじめ御了承ください。

【提出書類一覧】

- ① 実施規程別記様式第1号
- ② 実施規程別記様式第2号（該当者のみ）
- ③ 定款、役員名簿、団体の事又は業計画書・報告書、収支決算書等
※これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずる資料を提出してください。

(4) 問い合わせ先

専用ホームページ上の問合せフォーム（メール）より御連絡いただくか、事務局コールセンター（070-3170-5244）までお電話ください。

※ お電話が繋がりにくい場合がありますので専用ホームページ上の問合せフォーム（メール）をご利用ください。

※ お電話によるお問い合わせ対応時間は平日：9:30～17:30 とさせていただきます。